

## 平成12年2月22日付け 包括外部監査の結果報告書

「平成11年度包括外部監査の結果報告書」にかかわる包括外部監査の実施過程において、地方自治法第2条第13項及び第14項の規定の趣旨から、私が重要であると思う運営管理上の諸点についても検討をしたので、結果報告書に係る参考事項に加えて以下のとおり意見を申し述べる。

(本意見書記載事項につきお断り事項)

1. 出所を記載した各表は何らの検討も実施していない。
2. 意見書中の表の金額単位以下は特記以外は切捨てているので、合計は総額と一致しない。
3. 意見書中の表の区分項目相互間で、その金額が相違することがあるが、その理由はそれぞれの資料が、一般会計、特別会計、公営企業会計の単独又は複合する場合である。

○ はじめに

包括外部監査に当って

平成10年10月1日に外部監査制度導入のために地方自治法が改正され、四日市市でも条例を定め、平成11年4月1日から外部監査制度を導入することとなった。初めての外部監査でもあり、監査結果の意見を表明するに当たってより理解を求めため、制度の概要及び適用した監査基準準則等について簡単に説明を行うものである。

### 1 改正地方自治法における監査制度改革の背景

自治省は、平成6年頃から地方分権を「地方分権推進法」に基づいて本格的に推進していく上で、一部の地方公共団体で予算の不適正な執行が各方面から指摘され、信頼感が根本から揺らぎつつあったことを踏まえ、地方公共団体の行政の適正な運営を確保するため、監査制度を強化しないといけない、そのためには地方公共団体の監査制度改革を進めることが必要として現行の監査委員制度も強化するけれども、外部監査の導入を検討し、第25次地方制度調査会の「監査制度改革に関する答申」を受けて「地方自治法の一部を改正する法律案」を作成し、平成9年3月12日に国会へ提出し、平成9年6月4日「地方自治法の一部を改正する法律」を公布した。

## 施行期日等

改正地方自治法では、この外部監査制度については、公布の日から起算して1年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることになり、平成10年7月23日政令第260号の附則によって「この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成9年法律第67号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成10年10月1日）から施行する」と定められた。

- 2 四日市市における包括外部監査の実施は、地方自治法（以下単に「法」という）第252条の36（包括外部監査契約の締結）の第1項第3号規定の市又は町村（任意契約締結市町村）で、当該契約に基づく監査を受けることを条例により定め、実施に踏切った我が国最初の市である。なお、法によって義務づけられている包括外部監査対象団体（'98年4月現在）は、
- |        |     |    |
|--------|-----|----|
| 都道府県   | 対象数 | 47 |
| 政令指定都市 | 対象数 | 12 |
| 中核市    | 対象数 | 21 |
- である。

### 地方自治法 第252条の36

次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令の定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

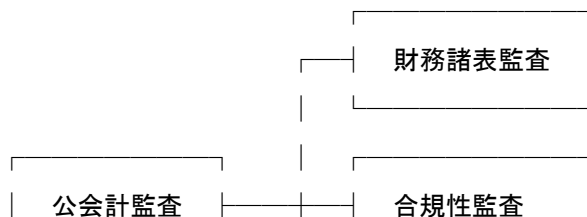
- 一 都道府県
- 二 政令で定める市
- 三 前号に掲げる市以外の市又は町村で、契約に基づく監査を受けることを条例により定めたもの

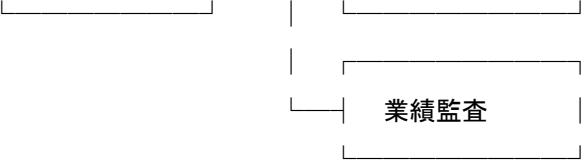
## 3 包括外部監査の基本方針

「公会計監査の目的からみたときの地方自治法外部監査の意義」

日本公認会計士協会平成11年6月開催特別研修会「地方公共団体外部監査制度に関する特別研修会（その3）」より転写

公会計監査をその内容別に整理すると、一般的には以下のように区分される。





業績監査

公会計監査における財務諸表監査も、営利企業における財務諸表監査とほぼ同義であるが、公会計監査における財務諸表監査は「正確性」という観点で捉えられることが異なる点といえる。

合規性監査は、公会計監査においては法規準拠性監査と言い換えた方がより適切に理解しやすいといえるが、その実施が強く求められることは公会計監査における大きな特徴といえ、また、この監査の観点はそれ以外の監査、すなわち財務諸表監査や業績監査を実施する場合にも重視される必要がある。

業績監査は、言い換えれば、経済性(economy)、効率性(efficiency)、有効性(effectiveness)の評価、いわゆるVFM(3E)監査である。

以上は一般的意味での公会計監査の内容別の整理であるが、一方、我が国の地方自治法に基づく包括外部監査は、ある意味では合規性監査そのものである。

地方自治法に基づく包括外部監査は本質的に財務監査(法第199条第1項)と同義であり、かつ財務監査のうちの随時監査(法第199条第5項)と言い換えられるものであり、定期に実施する定例監査でつかめなかったものの監査であって、特定の事件を切り取って随時に監査をするという性格のものである。そして、財務監査と同様に、地方自治法第2条第13項及び第14項に特に意を用いることとされているが、さらに包括外部監査に関しては「法第2条第13項及び第14項の趣旨の達成を図るため」(法第252条の27第2項及び第252条の37第1項)に行われるものとされている。

この「法第2条第13項及び第14項の趣旨の達成を図るため」と規定されていることから、包括外部監査は合規性監査と業績監査との双方の監査と理解されることがあるが、正しくは、包括外部監査は合規性監査(意見にわたる部分についてはVFMの観点も含まれる。)と考えるべきである。と言うのは、地方自治法においては法第2条第13項及び第14項そのものが、地方公共団体が有すべき姿勢あるいは目標として規定されているものである。したがって、地方公共団体においては「法第2条第13項及び第14項の趣旨の達成を図る」こと自体が「合規」であり、そのため、包括外部監査は合規性監査そのものといえるわけである。ここに我が国の地方自治法の下における「包括外部監査」の性格についての大きな特徴が指摘される(日本公認会計士協会「地方公共団体の外部監査人のための外部監査のガイドライン1-5-1」参照)。

さらに、包括外部監査については改めて、次の点に留意していただきたい。

包括外部監査が財務監査であることは前述したが、同じく監査委員の範疇とされている行政監査（法第199条第2項）と財務監査とが異なるものであることが、行政監査についてが規定された当時に自治省からの見解として示されている（後記参照）。

その見解によれば、『財務監査を通じて一般行政事務（の「最小の経費で最大の効果を発揮すべき原則」及び「組織及び運営を合理化すべき原則」に則ってなされているか）にアプローチすることは可能であるが、一般行政事務そのものをテーマとして監査する建前とはなっていない』とされている。

このため、「一般行政事務が「最小の経費で最大の効果を発揮すべき原則」及び「組織及び運営を合理化すべき原則」に則ってなされているかについてのアプローチ」の結果、外部監査人として得られた内容は、結果ではなく「意見」として記すこととなる。

なお、以上のような考え方に立ったとしても、包括外部監査において一般行政事務そのものをテーマとせず、あくまで「予算の執行、収入、支出、契約及び有価証券の出納保管、財務保管、財産管理等の事務の執行に関する監査」を前提とする限りにおいては、一般行政事務への「最小の経費で最大の効果を発揮すべき原則」及び「組織及び運営を合理化すべき原則」の観点からのアプローチは、やはり包括外部監査人として考慮することが必要なアプローチである。それは地方自治法第252条の37第2項において、包括外部監査人は当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が同法第2条第13項及び第14項の規定の趣旨に則ってなされているかどうか、特に、意を用いなければならないとされているからである。

また、財務監査においては「経営に係る事業の管理を監査」することも範疇とされており、例えば、地方公営企業を外部監査の対象とする場合には、「最小の経費で最大の効果を発揮すべき原則」及び「組織及び運営を合理化すべき原則」の観点から包括外部監査を実施することは、前述のような齟齬は生じないものと想像されるところである。

（記）

#### 自治省資料

○ 財務監査とは何か。行政監査との違いは何か。

答一 財務監査とは、財務、すなわち予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財務保管、財産管理等の事務の執行に関する監査をいうものである。

二 これに対し行政監査とは、一般行政事務そのもの、すなわち部課等の組織、職員

の配置、事務処理の手続、施設運営等につき、その適正かつ効率的な運営を確保するため、合理性、能率性の観点から行う監査である。

三 現行法では、直接請求による監査、議会の要求による監査等特別の規定に基づいて監査を行う場合を除き監査委員の監査の対象は、財務に関する事務の執行及び地方公共団体の経営に係る事業の管理に限定されている

○ 今回監査の対象を行政監査にまで広げる理由は何か。

答一 監査委員の監査の対象は、地方公共団体の経営に係る事業の管理のほかは、財務に関する事務の執行であるが、最近、公正で能率的な行政の確保に対する住民の関心は一段と高まってきており、これに応え監査委員による監査機能の強化を図るためには財務監査に加え、組織、人員、事務処理方法その他の行政運営全般についても、適法性の確保及び能率性の観点から監査できることとする必要がある。

二 現行法においても、「最小の経費で最大の効果を発揮すべき原則」及び「組織及び運営を合理化すべき原則」にのっとりなされているかどうか特に意を用いなければならぬとされ、また、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、組織運営の合理化に資するため意見を提出できるものとされているので、財務監査を通じて一般行政事務にアプローチすることは可能であるが、一般行政事務そのものをテーマとして監査する建前とはなっていないこと、また、そのためややもすると帳簿・書類の審査をもって足りるとの傾きがないではないことなどから、この際一般行政事務を監査の対象にしようとするものである。

日本公認会計士協会資料

(地方公共団体の外部監査人のための外部監査のガイドライン)

1-5 地方公共団体外部監査の基本方針

1-5-1 外部監査人は、監査の対象となる事件あるいは事項が、地方自治の本旨に基づき定められている地方自治法及びその関係法令に則っているかどうかについて、監査しなければならない。

(解説) 一般に公的部門の監査を行うに当たっては、監査の観点として次の四つの観点が挙げられる。

- ① 正確性—決算が予算執行の状況を正確に表示しているか。
- ② 合规性(準拠性)—会計処理が予算や法令に従って適正に処理されているか。
- ③ 経済性・効率性—事務・事業が経済的・効率的に行われているか。
- ④ 有効性—事業が所期の目的を達成し、また、効果を上げているか。

包括外部監査人は自己の識見に基づいて、当該団体の財務事務や事業について、特定のテーマを自己の責任で選択し監査を行う。包括外部監査人の監査の実施の様子は、従来監査委員が行ってきた随時監査に当たる。

包括外部監査契約は、地方公共団体が、法第2条第13項(住民福祉の増進、最少の経費で最大の効果)及び法第2条第14項(組織運営の合理化、規模の適正化)の規定の趣旨を達成するため、外部の専門家による毎会計年度に監査を実施する年度契約である。このため、地方公共団体の外部監査の観点は経済性・効率性、有効性のいわゆるVFM(Value for money)に重点が置かれるべきものといえるが、注意しなければならないのはVFMの観点の監査を行うこと自体が合规性の観点の監査の範疇に含まれるということである。これは法第2条第13項及び第14項そのものが地方公共団体の執行機関における義務を規定したものである。

本項は、公的部門の外部監査においては通常の外部監査とは異なり合规性の観点が重視されるものであるため、そのことを明確にするべく掲げたものである。なお、前述の公的部門の監査における四つの観点のうちの正確性については、決算審査(法第233条第2項)が外部監査の監査の範疇に含まれていない関係で、直接的には、外部監査人の観点に含まれない。

1-5-2 外部監査人は、包括外部監査の実施に当たっては、外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及びその経営に係る事業の管理が、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、かつ、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の団体に協力を求めてその規模の適正化を図っているかどうか、特に、意を用いなければならない。(法第252条の37第1項、同第2項、第2条第13項、同第14項参照)

(解説) 包括外部監査人の監査について、法第 252条の37第 1 項、第 2 項の規定の趣旨を明らかにしたものであり、1-5-1 の解説で述べた公的部門における監査の四つの観点のうち、特に、経済性・効率性、有効性の観点（VFM監査）からの監査を実施しなければならないことを明らかにしたのである。

1-5-3 外部監査人は、包括外部監査においては、選定された特定の事件の内容により、住民の福祉増進等の観点からのみ外部監査の結果の報告をなすことがあることに留意しなければならない。

(解説) 1-5-1 及びその解説で明らかにしたように、地方公共団体の外部監査においては法第 2 条第13項及び第14項の規定の趣旨の達成の意味も含んだところの「合規性」についての監査が求められているわけであるが、その法第 2 条第13項及び第14項の規定の趣旨、すなわち経済性・効率性、有効性についてを外部監査の観点を中心とし、それによる観点からだけの外部監査の結果報告をなすことも可能であることを明らかにしたものである。1-5-1 の記述だけであると、法第 2 条第13項及び第14項を考慮しないところの一般的意味での合規性監査と受け取られる懸念があるため、あえて本項が設けられたものである。

4 以上、日本公認会計士協会作成研修資料及び同資料ガイドラインにいう主旨を承知し、外部監査契約を締結した。

包括外部監査契約の締結日 平成11年 6月28日

5 四日市市包括外部監査人として監査実施に当って、拠るべき監査基準準則の作成

上来記述事項及び近い将来外部監査基準準則の新設も期待されることに鑑み「都市監査基準準則（昭和60年8 月29日、最近改訂平成10年8 月27日）」を拠るべき監査基準準則と定めた。

6 監査の実施に伴う外部監査人と監査委員相互間の配慮

監査委員とは特に密に協力し合い、監査の円滑な実施と監査の結果報告及び同報告に添える意見の充実を図らなければならない。

包括外部監査人の監査は、監査委員の監査に並んで行うものであり、監査委員の守備範囲との役割

分担に特に配慮を持つ必要がある。

監査委員の行う監査・検査・審査

監査の 区分	監査の内容
本 来 の 職 務に	一 1. 定期（定例）監査（財務監査） 2. 随時監査 3. 行政監査 4. 財政援助団体等及び公の施設の管理受託団体に関する監査
権よ 限る 監 査	特 1. 住民の直接請求による監査 別 2. 議会の要求による監査 監 3. 主務大臣若しくは知事又は長の要求による監査 査 4. 主務大臣又は都道府県知事からの委任による代行検査又は監査
付 随 的 に 与 え ら れ た 限	1. 例月出納検査 特 2. 指定金融機関等の公金取扱に関する監査 3. 決算審査 別 4. 基金の運用状況の審査 5. 住民による監査請求に基づく監査 監 6. 職員の損害賠償に関する監査並びに賠償責任免除に関する審査及び意見 の決定 査 7. 請願措置監査 8. 当該地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するための意見の提出

地方公共団体の会計と監査（日本公認会計士協会公会計委員会）



このため、現在監査委員の行っている監査のうち、定期監査については監査委員が専ら行うこととし、随時監査について、監査委員監査と並んで包括外部監査人の監査の対象とすることが適当であるとする。従って、包括外部監査人はその監査が実質的に現在の監査委員が行っている定期監査と同一の監査とならないようにしなければならない。

このような配慮をもって実施した監査の結果の報告は、次のようになる。

監査委員	全般対象	定期
	合規性監査	┌
		└=監査結果報告書
	業績監査	└
包括外部監査人	特定の事件対象	随時
	合規性監査	=監査の結果報告書
	費用対効果・組織	
		=監査の結果報告書に添えて提出する意見書
	運営の合理化意見	

## 7 特定の事件の選定について

包括外部監査における財務監査は、今までにも述べたように、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査の対象団体の経営に係る事業の管理のうち、地方自治法第2条第13項及び第14項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものと規定している。（法第252条の37第1項）

### 法第2条第13項

地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

### 法第2条第14項

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

外部監査の方法等は特に定められておらず、またその監査対象はかなり広い範囲の中から事件を選定しなければならない。当包括外部監査は第1回であって、財務監査の重要事項の一つである内部統制組織の確認即ち内部牽制制度が有効に機能しているかどうか確認することが重要である。そこに盲点

があって、事故の発生につながった事例がある。そこで先づ対象組織・部局を知り、会計規則や業務処理規定の入手と検討を行い、予算執行事務から決算事務（それぞれの説明書の検討を含む）までを理解し、その間内部統制組織の整備状況の把握に努めるための予備調査に相当の時間を費すこととした。これらを対象とする範囲と情報は、膨大なものでありかつ初めての包括外部監査人は如何にも不馴れなため、正直、予備調査が満足にできないまま企画時に巾を持たせて選定した事件を更に絞り込んで最終的な事件を選定することとした。

事件の選定方針としては、底流に四日市市が独自に作成を急いでいる統一的基準に基づく貸借対照表の作成に役立つ意思を持ち続けていこうという理念を置いた。これは四日市市がその支配管理する経営資源についての情報を自ら十分に把握する必要がある、それを貸借対照表等の財務報告によって市民に開示するとともに、その実物資本または実体資本を自ら活用する契機を得ることになることを十分に認識する必要性を根拠にしたかった理由による。

そして具体的事件としては、未成熟な予備調査を考えれば一つ位に限る方がより効果があると思われたが、前記を念頭に敢えていくつかの部局の他、各部局に亘る人件費のうち「職員退職金の支出事務の執行」を事件として選んだ次第であった。

## 1 市税収入事務の執行について

平成10年度の市税収入状況は（別表1）のとおりである。

市税収入事務全体について合规性の面からは、適切に実施されていたが、賦課事務及び徴収事務の一部について、次の通り改善・整備をすることが望まれる。

### 1) 賦課事務について

市税収入事務のうち、法人市民税について、過去5年間に当市が行った開設会計年度を経過してなお開設等の届けのない未申告法人の実態調査結果によると、各年度毎に、新規に把握した課税客体の件数と税額は（別表2）の通り作表されている。

これによると、市外に本店があって、市内に事業所等を有することにより、課税客体として新規に把握したときには、当該法人に開設届け及び市民税申告書を送付し、申告書の提出を要請することから、課税はその提出を要請した日を含む事業年度からとなり、実際の開設が前年度であった事業所の場合の課税が翌会計年度となる場合がある。

これを改善するため、新規課税客体の調査は、法人の市民税申告の時期を考慮して、無・未申告法人のみを対象とするのではなく、新規開設法人も未申告法人の対象とすることを明確にして、年度計画の下に経常的・網羅的に実施されるよう改善措置を講ぜられたい。

## 2) 徴収事務について

市税収入事務の一つである納税課の徴収事務については、近年滞納税額が増加傾向にあり、平成10年度より過去5年間の市税収入状況及び滞納状況は、下記のとおりである。

(単位：千円)

項目	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
年度					
平成6年度	48,184,805	51,211,121	48,665,302	61,267	2,484,551
平成7年度	49,991,441	52,762,536	50,172,938	65,719	2,523,878
平成8年度	51,270,423	54,159,776	51,371,043	69,683	2,719,049
平成9年度	53,466,582	57,655,011	54,370,968	238,660	3,045,382
平成10年度	52,709,068	56,408,085	52,801,170	172,053	3,434,861

市税収入の滞納税額の発生年度は昭和44年度から平成10年度までで3,434,861千円(17,799件)である。その内、平成10年度発生収入未済額は、1,109,479千円である。

滞納税額に対する管理状況は、一人別の「滞納整理カード」で個別管理し、滞納税額が発生した時点から完済するまで又は不納欠損処分までをその「滞納整理カード」で、担当者別・地区別にファイル管理されている。現時点では、滞納税額及び滞納件数が増加傾向にあるなかで、担当者ベースでの「滞納整理カード」での事務処理能力は不可能になりつつある。平成10年度の不納欠損額の内、時効

処分は47,020千円である。

平成11年度は電算システムでもってその点を改善する体制作りに着手され、また、滞納税額百万円超の大口滞納者（社）については、「特別滞納整理班」でもって循環的に滞納者（社）を戸別訪問等により回収実績を伸ばしている。平成11年11月30日時点で、百万円超の大口滞納者（社）の内、概ね50%については、納付済または納付誓約を入手するに至っているが、なお回収努力が望まれる。

滞納処分による差押物件は、換価処分が困難かつ長期化していることは、好ましい状況ではない。今後、滞納整理に対する電算処理を推進し、滞納税額の発生を極力抑える様な組織体制作りを早急に押し進める必要がある。

### 3) 費用対効果について

市税収入事務に要した費用について、その効果等を測定することは非常に難しい面がある。

収入事務に要する費用としては、当市の税務概要によると、人件費、需用費、報奨金及びこれに類する経費、その他に分類されている。

これを、市税の収入済額に対して、それぞれの費用の割合が、経年どの様に変化しているかはマクロ的に捉えることができる。しかし、その効果等は経済環境の変化等、外部要因による他、税務職員の数・経験等の影響を受け、例えば収納率の向上との間に、直接因果関係を求めることは難しい。

そこで、こうした実態を踏まえ、市税全体の収入事務に要する費用の経年変化を検討した。

ア 検討に当たって、費用の効果等を表現できる指標等となるべきものがないかを着眼点とした。

実施に際し、平成6年度から平成10年度までの次の資料を収集した。

(7) 市税の収納済額

(イ) 税務職員数

(ウ) 税務職員の人件費及び職員一人当たりの人件費

(エ) 市税収入千円当たりの人件費

(オ) 徴税費のうち人件費の占める割合

(カ) 市税収入千円当たりの徴税費

(キ) 効果を表現できる指標となる収納率

(注) 収入事務は情報処理システムにより処理されているので、その費用も算出しなければならないが、現行システムの運営下では区分把握が困難なため除外した。

イ 過去5年間の市税収入及び徴税費に関する資料（別表3）に基づき検討の結果

(7) 収納率は年度ごとに低下し、平成10年度は平成6年度と比較して1.4ポイント低下している。

これは経済環境の悪化に伴い、滞納繰越分の収納率の低下（平成10年度は平成6年度と比較して5.9ポイント低下）が影響している。

- (イ) 税務職員一人当たりの平成10年度の人件費は、平成6年度と比較して3.8%の増加となっている。これは、職員の年齢構成・経験等により変わるため比較は困難である。
- (ロ) 徴税費のうち人件費の占める割合は平成8年度をピークに減少しているが、平成10年度は平成6年度と比較すると6.0ポイント増加している。これは、需用費に含まれる固定資産の評価にかかわる諸経費の増減が徴税費に大きく影響している現状から、この割合が高いか低いか単純に結論できない。
- (ハ) 市税収入千円当たりの人件費は、平成10年度は平成6年度と比較して1円の減少で、各年度ごとに大きな変化はないものの平成9年度は14円と過去5年間で最も低い。

ウ 提出する意見

市税収入に対する費用の類似都市及び近隣都市の比較データは入手されているが、都市にはそれぞれ経済状況等の特殊事情もあり、比較することは困難である。

従って、目標とすべき指標の特定はできないが、過去5年間の推移から判断して、例えば収納率は5年間で最も高い平成7年度の95.1%（現年度分98.5%、滞納繰越分22.7%）、市税収入千円当たりの徴税費は同5年間で最も低い18円とした目標管理を提言したい。

市 税 収 入 状 況 （別表1）

（単位：百万円）

税目	平成10年度					平成9年度	徴収率	対前年度比	備考
	予算額	調定額A	収入額B	不能欠損額	収入未済額	収入済額C	B/A	B/C	
市税	52,709	56,408	52,801	172	3,434	54,370	93.61	97.11	
現年課税分	52,008	53,343	52,234	—	1,109	53,892	97.92	96.92	
滞納繰越分	700	3,064	566	172	2,325	478	18.50	118.43	

1. 普通税	49,975	53,531	50,098	167	3,265	51,747	93.59	96.81
現年課税分	49,312	50,612	49,559	-	1,053	51,294	97.92	96.62
滞納繰越分	663	2,918	539	167	2,212	452	18.47	119.10
1) 市民税	20,914	22,786	20,976	120	1,689	22,972	92.06	91.31
①個人	15,512	17,253	15,552	116	1,585	17,009	90.14	91.43
現年課税分	15,198	15,730	15,285	-	445	16,786	97.17	91.06
滞納繰越分	314	1,522	266	116	1,139	223	17.52	119.32
②法人	5,401	5,533	5,424	4	104	5,962	98.03	90.99
現年課税分	5,382	5,440	5,401	-	39	5,950	99.27	90.77
滞納繰越分	19	92	23	4	64	11	25.70	200.19
2) 固定資産税	26,647	28,286	26,700	43	1,541	25,937	94.39	102.94
①土地	9,344	10,301	9,447	24	829	9,216	91.71	102.51
現年課税分	9,169	9,604	9,316	-	287	9,100	97.00	102.38
滞納繰越分	175	697	131	24	541	115	18.84	113.36
②家屋	7,694	8,333	7,647	19	666	7,228	91.77	105.79

現年課税分	7,555	7,776	7,542	-	234	7,135	96.99	105.71
滞納繰越分	139	556	104	19	432	93	18.84	112.30
③償却資産	9,570	9,612	9,566	0	45	9,452	99.52	101.20
現年課税分	9,561	9,594	9,560	-	34	9,449	99.64	101.17
滞納繰越分	8	17	6	0	11	3	35.06	182.39
④交付金	38	38	38	-	-	39	100.00	96.78
現年課税分	38	38	38	-	-	39	100.00	96.78
3) 軽自動車税	326	360	323	2	33	312	89.78	103.46
現年課税分	320	331	319	-	12	308	96.35	103.47
滞納繰越分	6	29	4	2	21	4	15.87	103.22
4) 市たばこ税	1,990	2,004	2,004	-	-	1,982	100.00	101.09
現年課税分	1,990	2,004	2,004	-	-	1,982	100.00	101.09
5) 特別土地保有税	98	93	92	-	0	541	99.71	17.16
現年課税分	98	91	91	-	0	541	99.80	16.90
滞納繰越分	0	1	1	-	0	0	94.31	7182.75
2. 目的税	2,733	2,876	2,702	5	169	2,623	93.94	103.00

現年課税分	2,695	2,730	2,674	-	55	2,597	97.95	102.97
滞納繰越分	37	146	27	5	113	26	19.06	106.78
1) 入湯税	0	0	0	-	-	0	100.00	69.64
現年課税分	0	0	0	-	-	0	100.00	69.64
2) 都市計画税	2,732	2,876	2,702	5	169	2,622	93.94	103.02
現年課税分	2,695	2,729	2,674	-	55	2,596	97.95	102.98
滞納繰越分	37	146	27	5	113	26	19.06	106.78

(決算統計資料より作成)

法人市民税の実態調査結果（無・未申告法人）（別表2）

(単位：円)

年度	従事 日数	(1) 市内本店		(2) 市外本店		計 (1) + (2)		備考
		件数	税額	件数	税額	件数	税額	
		74 / 2,949 件のうち (一般法人52件、公益法人22件) 要調査						
H. 6	30	となり、その内新たに申告させる一般法人20件、公益法人11件であった。						平成7年度へ継続調査
		一般 3	156,300	9	1,829,900			8



H. 7   30					21	2,316,200	県税へ調査依頼
	公益	9	330,000		0		2
93/199件は申告不要分							
H. 8   30		9	284,800	97	29,657,200	106	29,942,000
であった。							
74/198件のうち							
H. 9   30		1	50,000	25	8,416,500	26	8,466,500
6件実態なし							
42件県税へ							
5件実態なし							
H. 10   20		1	16,500			1	16,500
101件税務署へ調査依頼							
(今後は関係市町村へ依頼)							

(財政部市民税課資料)

徴税費に関する調べ (別表3)

(単位: 千円・%)

項目	年度				
	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
市税収入額	48,665,303	50,172,939	51,371,043	54,370,969	52,801,170
1) 人件費	769,115	777,715	792,316	779,836	784,014
税収千円当たりの人件費(円)	16	16	15	14	15
税務職員数 (人)	109	110	110	109	107

1人当たりの人件費	7,056	7,070	7,203	7,154	7,327
2) 需用費	264,634	263,062	128,831	128,784	184,017
3) 報奨金等	67,791	47,000	55,502	73,807	59,794
4) その他	6,590	7,147	8,101	11,167	10,662
1) + 2) + 3) + 4) 徴税費合計	1,108,130	1,094,924	984,750	993,594	1,038,487
上記のうち人件費の割合	(69)	(71)	(80)	(78)	(75)
税込千円当たりの徴税費(円)	23	22	19	18	20
(参考)					
個人の県民税収入	5,788,894	6,236,993	6,160,761	6,732,672	5,853,258
県民税徴収取扱費	415,861	451,093	443,261	484,856	433,177
(参考)					
収納率	95.0	95.1	94.9	94.3	93.6
内訳					
現年度分	98.3	98.5	98.3	98.1	97.9
滞納繰越分	24.4	22.7	23.9	17.5	18.5

(注) ・徴税費合計には個人の県民税収入に対する徴税費も含まれる。

・上記表の数値は、単位未満四捨五入している。

## 2 職員退職金の支出事務の執行について

### 1) 退職金支給状況

年度別退職金の支給実績は、次のとおりである。

(金額単位：千円)

年度	市長部局		病院部局		水道部局		合計	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
平成10年度	74	1,720,496	42	336,170	10	310,932	126	2,367,600
平成9年度	85	1,895,753	48	225,013	7	219,705	140	2,340,471
平成8年度	84	2,092,408	43	130,027	7	220,482	134	2,442,918
平成7年度	76	1,310,013	42	139,704	12	285,303	130	1,735,021

(人事課提出資料より)

(注) 複数の部局に勤務した職員については、退職時に所属した部局に含めて集計した。会計処理は各部局の勤務期間に応じて負担配分しているため決算計上額とは一致しない。

過去4年間の1人当たりの平均支給額は、市長部局22,002千円、病院部局4,748千円、水道部局28,789千円と計算され、また病院部局と水道部局との比較においては、自己都合による中途退職の多い病院部局が低く、自己都合退職の少ない水道部局が高くなっている。

なお平成10年度の退職事由別の支給額は、次のとおりである。

(金額単位：千円)

退職事由	市長部局	病院部局	水道部局

	人数	金額	人数	金額	人数	金額
		(27,235)		(26,758)		(30,984)
定年退職	36	980,485	4	107,032	8	247,879
		(27,632)		(27,370)		(31,526)
勸奨退職	23	635,541	6	164,223	2	63,053
		(6,964)		(2,028)		
自己都合	15	104,470	32	64,914	0	0
		(23,249)		(8,075)		(31,093)
合計	74	1,720,496	42	336,170	10	310,932

(注) ( )内は1人当たり平均支給額

(人事課提出資料より)

## 2) 退職給与引当金について

年齢別職員構成をみると、46～50歳の年齢層が最も多く、今後15年間は定年を迎える職員は年々増加し続ける。このため将来の支出に備えての何らかの対策を講じることが必須となっている。

市長部局の一般会計においては、引当金を設定する会計制度はなく、資金を積み立てることにより支払資金の準備をする基金制度が考えられ、「新四日市行財政改革大綱実施計画」において、「退職

手当積立基金の設置を図る」とされているが、財政窮迫の現在実行には至っていない。

地方自治体においても発生主義による企業会計方式の導入が検討されており、それに従えば退職給与引当金の設定が必要となる。

病院・水道の事業会計においては、退職給与引当金を引き当てること、「地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達」（以下単に「依命通達」という）において認められている。退職給与引当金の積立額には自己都合退職による要支給額が用いられ、前記依命通達も「各事業年度において引き当てるべき額の基準は、当該事業年度末日に在職する全職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金の金額から前事業年度末日に在職した職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金の金額を控除した金額を基準とすることが適当であること」としている。

平成10年度末において、全職員が自己の都合により退職すると仮定した場合の要支給額として、人事課から次のような概算計算を入手した。

市長部局	22,056 百万円
病院部局	3,214 百万円
水道部局	2,457 百万円

水道事業会計においては、平成10年度末現在、退職給与引当金残高403,179 千円を計上しているが、上記期末要支給額の16%に止まっている。水道部局では、各年度の損益計算平準化を目的として、平成12年度より適用される退職給与引当金取扱基準を定め、次表に示される引当金の繰入計画を作成している。その性格は発生主義に基づく債務の認識としての引当金とは異なるため、平成21年度に至っても引当金残高は328,951 千円と低い水準に止まる。

(単位：千円)

年度	退職金			退職給与引当金		
	支払見込額	引当金繰入額	計	引当金繰入額	引当金取崩額	残高
10	274,756	37,000	311,756	37,000		403,179
11	253,552	59,000	312,552	59,000		462,179

12	307,700	▲ 3,181	304,519		3,181	458,998
13	148,834	155,685	304,519	155,685		614,683
14	405,999	▲ 100,456	304,743		100,456	514,227
15	412,901	▲ 108,158	304,743		108,158	406,069
16	378,378	▲ 73,635	304,743		73,635	332,434
17	262,402	42,341	304,743	42,341		374,775
18	99,384	127,043	226,427	127,043		501,818
19	200,760	30,195	230,955	30,195		532,013
20	371,734	▲ 136,160	235,574		136,160	395,853
21	307,188	▲ 66,902	240,286		66,902	328,951

(水道局提出資料より作成)

また病院事業会計においては、退職給与引当金を平成10年度より118,000千円引き当て、今後も引き当ての方向で検討中であるが、合理的な基準は定められていない。

退職給与引当金は、税法の取り扱いでは、年度末自己都合による退職金要支給総額の20%を損金算入累積限度額としているが、本来税法に関わりなく年度末自己都合要支給額の100%（あるいは年度末自己都合要支給額に平均残存勤務期間と利子率に基づく複利現価率を乗じて割り引かれた現在価値によることも可とされよう）まで累積残高として引き当てることが望ましい。ただし、現在の地方公共団体における会計環境を考慮すれば、市民にも理解され易い税法の累積限度額（20%）を年度末残

高基準として採用することも一つの合理的な選択肢と考えられる。実務的には達成年度を設けて積増し繰り入れを行うほか、別途に毎年度末の貸借対照表に年度末自己都合による退職金要支給額を注記する方法によることとなろう。

### 3) 勧奨退職の効果について

効率的で効果ある行政運営を進めるため職員数の適正化を図ることとし、「四日市市職員退職手当支給条例」第5条及び第5条の2を適用し、かつ「四日市市職員勧奨退職特別措置要綱」を定めて、定年前早期退職制度をとりいれている。平成10年度の市長部局における勧奨退職者は23人であり、他の部局が負担する額控除後の退職金支給額は620,320千円である。この勧奨退職により如何ほどの歳出削減が得られるかを人事課の試算値により診てみたい。

#### ア 勧奨による支出増加予想額

勧奨に基づく退職金支給額	620,320千円
定年時までの利息相当額(年複利率3%として)	66,209千円
計	686,529千円
定年まで在職するとした場合の退職金予想額	628,937千円
差引支出増加額	57,592千円

#### イ 支出削減予想額

定年時までの給与所要額(昇給なしとして)	792,736千円
----------------------	-----------

他に支出削減の要素として福利費、利息相当額を見込む必要があるが、無視する。

上記のとおり簡便化した試算であるが、アとイの差額735百万円が将来の歳出を削減する効果と考えることができる。

なお、定年退職金予想額より勧奨退職金のほうが少なくなる事例がある。それは勤続期間が25年に満たなくて条例第5条の2の適用されない、かつ支給率の低い50~55歳の職員についてみられ、かかる条件に合った職員の勧奨退職が勧められれば、効果はより大きくなる。

### 4) 外郭団体への職員派遣と人件費負担の状況

	給与返戻の	退職金返戻の	派遣職員数
派遣先団体名	有無	有無	(うち兼務)

朝明広域衛生組合	派遣先負担	無	2
四日市市開発公社	有	有	7
(財)霞ヶ浦振興公社	無	無	2 (1)
環境事業団	派遣先負担	無	3
国際交流協会	無	無	3 (3)
(財)国際環境技術移転研究センター	無	無	5
三泗農業共済事務組合	有	無	7
(財)三重北勢地域地場産業振興センター	無	無	3
四日市市社会福祉協議会	無	無	5
(株)三重県四日市畜産公社	無	無	1
四日市地域経済研究所	無	無	2
(財)四日市市都市整備公社	無	無	3 (1)
(財)四日市市文化振興財団	無	無	5
北勢公設地方卸売市場組合	無	無	9
(株)三重ソフトウェアセンター	無	無	2



四日市港管理組合	派遣先負担	無	38
(財) 四日市レジャー施設協会	無	無	1
総計			98 (5)

(人事課提出資料より)

上表のとおり平成10年度に職員を派遣している外郭団体は17団体、派遣職員数98名であり、うち13団体43名については、その給与費所要額463,496千円を四日市市が負担している。また派遣職員の派遣期間に応じた退職金の戻入を受けているのは四日市開発公社のみで、他からの戻入の契約はない。

外郭団体の設立目的、職員派遣の理由、派遣先の財政状態等により派遣先からの負担金返戻を免除する場合には、負担金免除について市民の理解を得られる合理的な根拠がなければならない。また派遣先においても歳出削減を図る政策に沿い、市からの援助を極力逡減するよう事業計画が練られなければならない。

### 3 民生費のうち社会福祉総務費の事務の執行について

特別記載の対象とする補助金等（補助金・委託金）

#### 1) [保健福祉課] 関係

社会福祉法人四日市社会福祉協議会の一般会計・施設会計及び特別会計（以下単に社会福祉協議会という。）に支出した補助金等のうち事務局正職員の退職金手当への補助金等の支出にかかる事案である。

社会福祉協議会の事務局正職員の人件費に対する補助金等は、保健福祉部保健福祉課管轄にて下記のように支出されている。

- 給与・諸手当・退職積立金など人件費総額の95%（委託金の場合は100%）
- 上記のうち退職積立金として平成10年度年間支出額は8,771千円である。

これは、社会福祉協議会の平成10年度決算報告書を閲覧したときに、平成11年3月31日現在貸借対照表貸方引当金の部に「職員退職手当引当金72,776千円」が掲記され、同借方流動資産の部にその

相当額を含んでいるとして「預金107,895千円」が掲記されていた事案である。

問題として指摘した事由及び検討結果の意見は以下のとおりである。

ア 補助金の支出に「退職手当引当金」を対象としていることは、単会計年度制度を採用している地方公共団体の支出処理として問題はないか。

イ 同じく、引当預金が上記補助金等の単会計年度収支剰余金の累積額（不確認事項）とすれば、地方自治法第235条の4（現金及び有価証券の保管）及び同法施行令第168条の6（歳計現金の保管）規定に照らして問題はないか。

上記指摘事案は、保健福祉課において補助金等の支出の合規性についての調査の過程で同課から提出された証憑との照突合、関係書類の閲覧並びに関係質問に対する回答によって検出された事項であり、社会福祉協議会に立ち入って調査を行ったものではない。従って保健福祉課における支出事務については調査結果を持つが、社会福祉協議会における補助金等の受入れ手続及びその後の事実異動並びにそれ等の会計処理についてはその内容と共に関知しない。このためここでは上記指摘事項のうちアについてのみ意見を述べる。

政府や地方公共団体においては、発生主義でなく単年度予算に基づく行政運営が行われており、従って政府や地方公共団体の財政状態は、国民や市民に対して十分な開示は行われていなかった。それが大きな要因の一つとなって、国債・地方債の増大（平成11年12月24日決定2000年度予算政府案によると2000年度末国債残高は税収の7.5年分にも相当する364兆円（国民1人当たり約540万円）に達し、国と地方を合わせた長期債務の残高も645兆円程度に膨らむ見通しで財政はまさに綱渡り状態となっており、将来世代へのつけ回しはさらに進む。－平成11年12月24日プレス）を招き現在の深刻な財政危機をもたらしたと云える。そこで貸借対照表の作成や行政評価の導入が地方公共団体において急激に広まっており、特に、貸借対照表の作成については、国においても検討されるようになってきた。貸借対照表は、資本の投入と業績の成果を示すとともに次なるエネルギー情報を表示するものである。貸借対照表を作成すれば単年度の計画のみでなくて、例えば、長期財政収支計画の設定が可能となり、長期財政計画に基づいた資産負債を網羅した将来の貸借対照表を正確に作成できるようになる。長期的観点に立って国と地方の将来ビジョンを描けることのメリットは計り知れないものがある。

「四日市市（財政部財務課）においては既に（平成4年度～平成9年度）「普通会計」  
「企業会計方式決算」を作成し、その旨を平成11年8月17日に中日新聞紙上へ発表し  
ている。但し、統一会計基準がないまま条件設定が行われている。」

発生主義で貸借対照表を作成する場合には、退職金も発生主義で負債計上しなければならない。会計基準は経済の発展とともに変っていくものであり、変えていかなければ展望のある活動もできない状況にある。特にグローバル化の近時は、会計革命ともいわれる程激しい、厳しいそして時をまたないで会計基準変更が重ねて公表されている。また、会計には比較が重要な要素を持つためその基準は統一的でなければならぬためでもある。

また、ここにきて介護保険開始で保健福祉では構造改革を余儀なくされるであろうし、また、厚生省は此度4月の介護保険制度の開始にあわせて、特別養護老人ホームなどを経営するすべての社会福祉法人に民間企業に準じた会計基準を導入する旨公表した。

社会福祉法人に損益計算を導入——介護保険開始で厚生省  
厚生省は4月の介護保険制度の開始に合わせて、特別養護老人  
ホームなどを経営するすべての社会福祉法人に民間企業に準じた  
会計基準を導入する。損益計算書や減価償却制度を導入すること  
で、法人に経営努力を促す狙い。2月1日から14日まで新会計  
基準案に対する国民の意見を募集する「パブリック・コメント」  
を実施したうえで各都道府県に通知する。

平成12年1月28日(金)日経新聞

こうしてみると、現在の単会計年度制度下においても退職金を補助金等の対象とする場合に、発生主義的な取り扱いが行われても合規性に照らして問題はないと考えられる。ただし、退職金を補助金等の対象とする場合には実際の支出時退職金と退職金引当相当額との区分明記を行う必要がある。その上、発生主義的な取り扱いをもって補助金等を定めたときには、退職給与引当金残高の対象資産の保管管理を四日市市において実施するものとするれば、単会計年度制度下においても整合性が保持されることにもなる。

補助金等（補助金・委託金）に含まれる退職積立金についてはそれぞれ支出先を対象とした全体的な規定整備が望まれる。

## 2) [高齢福祉課] 関係

老人福祉施設四日市ユートピアハウス建設費補助金

根拠条令＝四日市市の市街地内に社会福祉施設を設置するという地域社会の強い要請に沿った施策のため四日市市議会での個別承認を得て決定

総事業費 883,914 千円

┌ 県補助金 362,553 千円

資金の源泉 | 社会福祉・医療事業団よりの借入 186,200 千円 (20年返済 4.6%)

└ 市中金融機関よりの借入 332,328 千円 (15年返済変動金利)

#### ア 補助金の金額

社会福祉・医療事業団へ返済する 元金+利息の1/2 (1/2は県補助) ┌  
└を補助金として交付。

市中金融機関へ返済する 元利金合計額 ┌

#### イ 補助金交付の期間

社会福祉・医療事業団 . . . . 平成4年度～平成23年度

市中金融機関 . . . . 平成5年度～平成19年度

市中金融機関の借入金利息の予算計上額について検討の結果、平成10年度における当初予算額と実際支出額との差異不用額は2,748千円と少額であったが、平成11年度当初予算額を実際支出見込額との差異不用額は10,498千円と計算された。この不用額は現在の低金利市況からはかなり重要な額と史料されたので説明を求めたところ計算誤謬との回答があった。

後段は平成11年度に関する事項であるが比較のための調査の延長線上での検出事項である。予算計上の精度を高められたい。

## 4 水道事業会計の財務管理について

### 有形固定資産

平成10年度中の四日市市水道局における有形固定資産の増減額は下表の通りである。

(単位：千円)

---

資産の種類	取得価額				減価償却	期末帳簿
	期首価額	当期増加	当期減少	期末価額	累計額	価額
土地	1,387,787	124,234	13,602	1,498,418		1,498,418
建物	1,772,061	48,144	6,324	1,813,882	566,028	1,247,853
構築物	36,281,086	1,446,801	40,190	37,687,698	12,089,746	25,597,951
機械及び装置	5,861,714	345,129	55,201	6,151,642	3,204,655	2,946,986
車両運搬具	85,970	2,365	2,306	86,029	62,247	23,781
工具器具及び備品	230,045	19,957	1,295	248,708	160,128	88,579
建設仮勘定	207,624	28,541	102,539	133,626		133,626
合計	45,826,291	2,015,174	221,459	47,620,006	16,082,807	31,537,198

(水道局水道事業決算書固定資産明細書より抜粋)

1) 監査の結果報告書に記載した事項について

平成10年度中に竣工し、有形固定資産の取得価額に振替えられた工事費用のうち非償却資産である土地勘定に配賦された間接費15,919千円については、構築物、機械及び装置等の減価償却資産に配賦される事が相当である。

土地勘定へ振替えられている間接費

原水及び浄水施設費 508 千円

第4期水道拡張費 15,411 千円

計 15,919 千円

(理由)

工事を伴う構築物や機械及び装置等の有形固定資産を取得した場合、材料費・工事請負費等の直接費だけではなく、主として担当職員の人件費からなる間接費についても、工事毎、科目毎に配賦計算し、取得価額にこれを振替え加算している。

即ち、原価計算が実施されており、この点一定の評価をすることができる。

但し、現状の原価計算では、間接費配賦の計算過程で土地の購入費を計算要素に含める事により、土地の取得価額にも間接費が配賦されている。

「四日市市水道事業会計規程」第89条では、固定資産の取得価額について定めているが、第1号に「購入によって取得したものは購入に要した価額」と明記されている。

財務健全性即ち保守主義会計の見地からも、間接費の土地の取得価額への配賦は、今後取り止めるべきである。

なお、上記間接費15,919千円は施設それぞれの耐用年数により償却されることになる。

## 2) その他

### ア 建設仮勘定の精算について

平成10年度末現在、前年度以前よりの継続工事（建設仮勘定残高のうちの105,085千円相当）のうち、以下の工事については、その後の会計事実の経過などを判断して速やかに施設利用権及び特別損失へ振替えられるべきものである。

末広橋 φ300 水道管添架費	1,180 千円
記念橋水道管添架インサート工事	847 千円
リサーチパーク 配水池電気室設計委託費	1,416 千円
桜分水分岐工事負担金	27,332 千円
計	30,776 千円

振替えられるべき科目別内訳

施設利用権	へ	16,509 千円
特別損失	へ	14,266 千円
計		30,776 千円

### イ 固定資産売却・除却による損益について

平成10年度水道事業会計の損益計算書に計上されている

固定資産売却益	5,845 千円
固定資産売却損	1,232 千円
固定資産除却費	30,837 千円

の内容は次のとおりである。

(単位：千円)

種類	売却先	面積 (㎡)	売却額	帳簿価額	売却益	売却損	除却費
土地	六名町自治会	1,403.00	5,547	1,713	3,833	-	-
土地	三重県	29.51	1,327	44	1,283	-	-
土地	三重県	442.05	5,470	4,742	728	-	-
土地	三重県	544.72	5,937	7,102	-	1,165	-
建物	除却		-	1,978	-	-	1,978
構築物	除却		-	22,169	-	-	22,169
機械及び装置	除却		-	6,185	-	-	6,185
車両運搬具	売却		0	67	-	67	-
車両運搬具	除却		-	448	-	-	448
工具器具及び備品	除却		-	55	-	-	55
計			18,283	44,508	5,845	1,232	30,837

上記の売却または除却による損益について、定められた手続に従い合規に執行されているかどうかを関係帳簿・証拠書類により監査した。

(7) 六名町自治会への土地譲渡については、同町自治会の集会所建設用地として譲渡したものであり、売却額は当該土地の上にある旧高花平水源地施設の解体費見積額を控除したため、売却額は売却評価額の約54%と低い価額となっている。公共団体において公共用又は公益用に供されるので、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第3条（普通財産の譲与又は減額譲渡）」が適用され、時価よりも低い価額で譲渡することについては、特に問題はない。また、「公有財産規則第17条（用途の指定）」には、「一定の用途に供させる目的をもって普通財産の売り払いをする場合は、その譲受人に対して、一定の用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定しなければならない」と規定されているため、これを受けて、土地売買契約書においては、原則として所有権移転の日から5年間指定用途に供するとともに、指定期間満了の日までの間において、その所有権を第三者に移転してはならない旨を定めている。問題はない。

(イ) 前記以外の土地は三重県へ譲渡したもので、その売却価額はいずれも三重県の鑑定評価額によっており、また売却原価の計算は正確である。適正と認められる。

(ウ) 構築物の除却費のうち、三重県所有の道路橋に平成7年に敷設した水管橋を4年に満たない短期間で除却し、17,300千円の損失を計上している。除却に至った事情を質問し関係書類を閲覧したところ、平成10年度に三重県が行った県所有道路橋の付け替え工事に伴う除却であり、平成7年当時は県による道路橋の建替え計画はなく、耐震工事として急遽計画されたもので、短期間の供用で除却に至ることを予想できず損失計上となったことは止むを得ないものと判断される。以上、固定資産の売却・除却は、定められた手続に従いかつその事務は法規に執行されているものと認められる。

#### ウ 土地の帳簿管理と登記関係について

所有土地につき、試査により登記済証・および登記簿謄本と固定資産台帳とを照合した。

試査の対象には次のものを抽出した。

事務所在地	全件	
施設用地		
浄水場用地	全件	
取水井用地	取水井（プラント）毎の簿価50,000千円以上	2プラント
水源地用地	水源地毎の簿価50,000千円以上	1ヶ所
加圧ポンプ 所在地	簿価最大のもの	1件
配水池用地	配水池毎の簿価50,000千円以上	2ヶ所
導水管路用地	地区（水系）毎の簿価50,000千円以上	1ヶ所
配水管路用地	地区毎の簿価最大のもの	1件



水管橋用地	四日市市内で簿価最大のもの	1件
材料置場用地	全件	
その他施設用地	全件	

すべて固定資産台帳の記録と一致していることを認めた。

#### エ 損害保険の付保状況について

建物並びに機械及び装置の未償却残高419,483万円 に対し、691,686 万円の建物総合損害共済保険に加入している。特記事項はない。

#### オ 施設の利用効率について

ここ数年井戸の新規取得はなく、水源地の水量は減少し自己水源の能力は毎年減少傾向にあり、このため県営水道（三重用水系）からの買入れにより配水能力を向上させている。水源施設別配水能力及び配水量実績は、次表のとおりである。

区分	配水能力 (m <sup>3</sup> /日)			配水量実績 (m <sup>3</sup> /日)		
	年度	年度	年度	年度	年度	年度
水源地名	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
朝明水源地	23,500	23,500	23,500	14,248	13,744	13,254
小牧水源地	36,040	35,430	35,020	29,583	28,414	28,360
三滝水源地	18,600	18,300	18,200	15,571	17,035	16,718
三滝西水源地	16,780	16,510	16,440	13,333	11,654	10,557
内部水源地	21,980	21,660	21,540	15,991	14,418	13,355
小計	116,900	115,400	114,700	88,726	85,265	82,244

県営水道（木曾総計）	33,400	33,400	33,400	18,234	17,057	17,142
県営水道（三重用水系）	25,080	29,260	33,440	19,655	22,943	26,205
小計	58,480	62,660	66,840	37,889	40,000	43,347
計	175,380	178,060	181,540	126,615	125,265	125,591

（水道局提供資料より）

配水量実績（1日当たり平均立方メートル）は、平成10年度は平成9年度に比べ若干持ち直したものの平成8年度と比較すると、1,024立方メートルの減少であり、反対に配水能力は平成10年度は平成8年度より6,160立方メートル、平成9年度より3,480立方メートルの増加となっている。

施設の効率を表す分析比率の推移は次のとおりである。

項目	算出方法	8年度	9年度	10年度
施設利用率（%）	1日平均配水量			
	—————×100	72.39	70.49	69.35
負荷率（%）	1日配水能力			
	1日平均配水量			
最大稼働率（%）	—————×100	82.74	86.29	84.28
	1日最大配水量			

	1日配水能力			
配水管使用効率	年間総配水量			
(1m当たりm <sup>3</sup> )	導送配水管延長	33.24	32.49	32.39
固定資産使用効率	年間総配水量			
(1万円当たりm <sup>3</sup> )	有形固定資産	15.36	14.77	14.54

(水道事業年報－平成10年度版－より)

施設利用率は、負荷率と最大稼働率に分解される。平成10年度は平成9年度に比べ負荷率は平均配水量以上に最大配水量が伸びたので2.01%低下し、最大稼働率は最大配水量の伸びが配水能力の伸びを若干上回ったが0.59%の上昇に止まっている。このため施設利用率は低下し、他の使用効率も平成9年度に続いて悪化した。

しかし給水戸数・人口は毎年増加しており、今後の水道需要は上昇し配水量の増加が見込まれることにより、施設の利用率は改善されるものと期待される。

#### カ 設備投資の効果について

有形固定資産のうち配水設備が最も多く、平成10年度末未償却残高の74%を占め、平成10年度においても設備投資総額2,015百万円(受贈を含む)の65%を占める1,307百万円が配水設備に投資されている。

投資効果をみるため配水管延長キロ数と配水能力の関係をみると、次表のとおり配水管1キロ当たり配水能力は平成10年度は平成8年度及び平成9年度の129立方メートルから131立方メートルに上昇し、配水管1キロ当たり配水設備未償却残高は平成10年度は平成8年度より60万円、平成9年度より20万円の増に止まっている。配水設備に対する投資の効果は有効である。

項目	8年度	9年度	10年度
延長キロ数 (km)	1,359	1,376	1,384
1日当たり配水能力 (m <sup>3</sup> )	175,380	178,060	181,540
配水設備未償却残高 (百万円)	21,633	22,463	22,928
1日当たり配水能力／延長キロ数 (m <sup>3</sup> )	129	129	131
配水設備未償却残高／延長キロ数 (百万円)	15.9	16.3	16.5

#### キ 遊休土地について

水道事業用地のうち、平成10年度末現在事業の用に供されていない土地が次のとおり8ヶ所ある。

(ア) 茂福水源地	大字茂福字四五六2281-2	1,509 m <sup>2</sup>
(イ) 旧北山簡易水道水源地	北山町字板取249-2	571 m <sup>2</sup>
(ウ) 山城ポンプ所	あさけが丘二丁目1-192	1,952 m <sup>2</sup>
(エ) 坂部団地加圧ポンプ所	坂部が丘四丁目1-3	631 m <sup>2</sup>
(オ) 坂部団地高架水槽用地	坂部が丘四丁目1-118	387 m <sup>2</sup>
(カ) 河原田水源地	河原田町字鎌田1828-2	7,561 m <sup>2</sup>
(キ) 桜水源地	智積町字中須24-3	540 m <sup>2</sup>
(ク) 広永加圧ポンプ所	広永町字向山647-48	207 m <sup>2</sup>

このうち(ア)は四日市市青少年課（現、生涯学習課）へ子供広場として、(イ)は三重県へ下野警察官駐在所用地として、(ウ)(エ)(オ)は四日市市公園緑地課へ公園としていずれも貸付けており、その他の(カ)(キ)(ク)は遊休状態にある。活用策を検討すべきである。

なお、将来的には時価評価の必要も視野に認識しておく必要がある。

## 5 市債及び一時借入金に係る事務の執行について

市債の残高（借入金は年度内発生・返済のため年度末に残高はない。）は、平成10年度末現在2,043億円となり、平成10年度市税収入528億円の約4倍に達している。帽子を被して増大をとめる計画で財政部財務課ではそのための財政分析及び類団比較を実施しているので、その幾つかを紹介し、理解に供したい。

### 財政状況の推移

一般会計歳入内訳

（自主・依存財源別）

（単位：百万円）

区分	6年度		7年度		8年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
内訳		%		%		%
自						
主						
財						
源						
市税	48,665	49.0	50,172	49.5	51,371	49.6
使用料・手数料	2,058	2.1	2,086	2.1	2,068	2.0
諸収入	12,092	12.1	11,578	11.4	9,084	8.8
その他	5,851	5.9	6,077	6.0	5,376	5.2
小計	68,667	69.1	69,916	69.0	67,900	65.6
国庫支出金	8,745	8.8	9,639	9.5	9,612	9.3
依						
存						
譲与税・交付金	2,889	2.9	3,491	3.5	3,844	3.7
	5,632	5.7	5,109	5.0	4,773	4.6

財	地方交付税	850	0.9	897	0.9	951	0.9
源	地方債	12,532	12.6	12,232	12.1	16,455	15.9
	小計	30,649	30.9	31,371	31.0	35,636	34.4
	合計	99,316	100.0	101,287	100.0	103,536	100.0

9年度		9年度類団		10年度		10年度前年度対比	
決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	増減率(%)
	%		%		%		
54,370	53.6	51,458	53.9	52,801	54.7	▲ 1,569	▲ 2.9
2,135	2.1	2,301	2.4	2,137	2.2	1	0.1
7,651	7.5	5,582	5.9	7,296	7.5	▲ 355	▲ 4.6
4,876	4.8	5,075	5.3	4,925	5.1	48	1.0
69,034	68.0	64,417	67.5	67,159	69.5	▲ 1,874	▲ 2.7
8,412	8.3	8,379	8.8	8,099	8.4	▲ 313	▲ 3.7
3,424	3.4	3,772	4.0	3,148	3.3	▲ 276	▲ 8.1

4, 292	4. 2	3, 723	3. 9	5, 914	6. 1	1, 622	37. 8
980	1. 0	4, 565	4. 8	1, 079	1. 1	99	10. 1
15, 314	15. 1	10, 536	11. 0	11, 184	11. 6	▲ 4, 129	▲ 27. 0
32, 424	32. 0	30, 976	32. 5	29, 426	30. 5	▲ 2, 998	▲ 9. 2
101, 459	100. 0	95, 393	100. 0	96, 586	100. 0	▲ 4, 873	▲ 4. 8

上記構成比と金額で特記されるのは、依存財源の地方債の発行で、平成6年度から平成9年度までの漸増である。また、類団とは後葉「類似都市財政状況調」に記載された四日市市を含む13市である。

市債の発行及び残高を示せば、次のとおりである。

(単位：百万円)

区分	6年度		7年度		8年度		9年度		10年度	
	発行額	残高	発行額	残高	発行額	残高	発行額	残高	発行額	残高
一般会計	12, 532	68, 139	12, 232	76, 704	16, 455	89, 283	15, 314	99, 938	11, 184	105, 489
特別会計	9, 209	68, 493	9, 897	76, 931	8, 694	84, 025	9, 271	91, 334	9, 647	98, 923
	(8, 647)	(63, 822)	(9, 060)	(71, 967)	(7, 965)	(78, 860)	(7, 815)	(85, 171)	(8, 527)	(91, 990)
合計	21, 741	136, 632	22, 130	153, 635	25, 149	173, 309	24, 586	191, 273	20, 832	204, 313

(注) 1. 残高は各年度末残高である。

2. 特別会計下欄金額は、うち、公共下水道分を示す。
3. 地方債の10年度末残高は、このほか、公営企業会計（市立四日市病院事業・水道事業）に23,624百万円あり、平成10年度末総残高合計は、227,937百万円である。

一般会計支出内訳

(単位：百万円)

区分	平成9年度	左の内訳	
	決算額 (A)	特定財源	一般財源 (B)
人件費	21,383	2,100	19,282
物件費	10,832	3,206	7,626
維持補修費	2,542	813	1,729
扶助費	9,913	6,114	3,798
補助費等	5,961	1,548	4,412
普通建設事業	25,316	19,644	5,672
補助事業費	7,124	6,707	416
単独事業費	17,322	12,285	5,037
県営事業負担金	491	273	218
同級他団体施行事業負担金			



受託事業費	377	377	
災害復旧費	110	59	50
補助事業費	59	59	0
単独事業費	50		50
県営事業負担金			
公債費	8,613	134	8,479
通常分	8,532	134	8,398
転貸分			
一時借入金利子	80		80
積立金	790	279	510
投資及び出資金	10		10
貸付金	3,834	3,832	1
繰出金	9,919	196	9,723
公営企業計	659		659
その他	9,259	196	9,063
歳出合計	99,226	37,928	61,298

(注) 平成9年度には、ドーム型多目的スポーツ施設建設事業4,415百万円（うち地方債を財源とする額3,739百万円）がある。

区分	平成10年度	左の内訳		対前年度比 (%)	
	決算額 (C)	特定財源	一般財源 (D)	(C)	(D)
				— × 100	— × 100
				(A)	(B)
人件費	21,166	2,279	18,887	98.99	97.95
物件費	10,409	2,705	7,704	96.10	101.03
維持補修費	2,429	790	1,639	95.54	94.78
扶助費	10,492	6,407	4,085	105.84	107.53
補助費等	6,207	1,388	4,819	104.14	109.23
普通建設事業	19,832	14,670	5,161	78.34	90.99
補助事業費	6,350	5,847	503	89.14	120.87
単独事業費	12,301	8,265	4,035	71.02	80.12
県営事業負担金	741	119	622	150.90	284.47
同級他団体施行事業負担金					

受託事業費	437	437		115.83	
災害復旧費	444	174	269	403.62	530.58
補助事業費	106	96	10	178.85	15,056.72
単独事業費	327	77	250	645.51	493.35
県営事業負担金	10	1	9	皆増	皆増
公債費	9,568	71	9,497	111.09	112.01
通常分	9,530	71	9,459	111.70	112.64
転貸分					
一時借入金利子	38		38	47.07	47.07
積立金	170	161	9	21.57	1.78
投資及び支出金	13		13	122.13	122.13
貸付金	3,537	3,533	4	92.27	246.00
繰出金	10,260	243	10,017	103.44	103.03
公営企業計	647		647	98.11	98.11
その他	9,613	243	9,370	103.82	103.39

歳出合計	94,533	32,424	62,108	95.27	101.32
------	--------	--------	--------	-------	--------

なお、財政状況については、他の地方公共団体（県下13市及び類似13市）との比較を行い、その規模の適正化を図っている。その平成10年度を掲記すれば、以下のとおりである。

[こちらをクリック（PDF形式）](#)

#### ○ おわりに

四日市市の平成10年度末普通会計の市債残高は1,103億円、全会計では2,279億円に達している。また、人件費、扶助費、施設の管理運営費など経常的経費も恒常的に増加し続けており、財政構造から好ましくない収支の不均衡要因となっている。その結果、財源不足を補てんすべき財政調整基金等の三基金は財務課の調べによれば、平成10年度末にはピーク時の約30%まで減少している。同じく財務課の分析によれば、平成10年度普通会計決算における指標も、経常収支比率89.0%（前年度86.0%）、公債負担比率14.9%（同13.6%）、起債制限比率11.4%（同11.0%）などとなり、各指標とも前年度より悪化してきている。

四日市市は、統一的な基準に基づく情報ではないが、市独自の合理的と思料される条件を設定した平成4年度から平成9年度までの貸借対照表を作成したことについてを平成11年2月3日の伊勢新聞に、また平成11年6月21日の日経新聞に報道している。この「提出する意見」の中にも主張したように、国・地方公共団体とも貸借対照表を作成していなかったことが一つの重要な要因となって借金財政になったことを反省し、1日も早く全国統一的な基準が整備され、それに基づいて決算貸借対照表の作成は勿論、財政計画にもその年度ごとの貸借対照表を作成して市民に財政の展望情報を提供することを心から望むものである。

なお、参考までに、日本公認会計士協会では国・地方公共団体におけるバランスシート検討専門部会を設置し第1回目の会合を平成11年6月9日に開催し、継続審議を重ね、平成12年3月までに指針を作成することを目途としております。このプロジェクトチームの設置目的は、「国・地方公共団体における財政状態及び事業の費用対効果の把握を分りやすくするため、貸借対照表の導入について調査研究を行

なう。」ことであり、当面は地方公共団体における貸借対照表の用語、様式及び作成方法等について調査研究を行うこととしております（平成11年6月15日CPA 政連第299号）。

以上